

●本事業で対象とする事業及び内容

事業の種類	経費	補助率及び補助金額
1 地域主導型自然エネルギー推進事業	市町村又は民間団体が、地域主導型自然エネルギーを創出するための取組に要する次に掲げる経費 (熱供給・熱利用事業に係るものに限る。) (1)ソフト事業(可能性調査、計画策定、設計) (2)ハード事業(機器設備導入)	補助率2分の1以内、上限500万円 ただし、民間団体が行うハード事業の補助率は、3分の1以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率2分の1以内、上限750万円とする。
2 地域づくり協議会支援事業	市町村の、地域づくり協議会の開催に要する経費(協議会開催、調査、報告書作成)	補助率3分の2以内、上限100万円

(注1)民間団体とは、中小企業者、NPO、地域協議会、その他法人格を有する組織で知事が認める団体をいう。

(注2)地域主導型自然エネルギー推進事業の補助金の限度額は、ソフト事業とハード事業を合わせた額に適用する。

(注3)実証事業は補助対象としない。

(注4)地域づくり協議会支援事業における地域協議会は、構成員として市町村及び地域コミュニティ(自治会、財産区等)を含むものとし、補助対象者を市町村長とする。

●補助事業で対象となる経費

事業の種類、経費の区分		対象となる経費
地域主導型自然エネルギー推進事業 (熱供給・熱利用事業)	ソフト事業 (可能性調査、計画策定、設計)	報償費、旅費、消耗品費、調査委託費、設計委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、並びにその他知事が必要と認めた経費
	ハード事業 (機器設備導入)	工事請負費(補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。))又は据付等に要する経費)、並びにその他知事が必要と認めた経費
地域づくり協議会支援事業 (協議会開催、調査、報告書作成)		報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、調査委託費、報告書等作成委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料及び賃借料、賃金、並びにその他知事が必要と認めた経費

(注5)以下の経費は補助対象外です。

- ・団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費
- ・用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- ・食糧費
- ・損失補填的な経費
- ・その他知事が不相当と認める経費(過剰施設、将来施設、兼用施設、予備施設、撤去に係る経費等)

なお、民間団体が補助申請者の場合は、原則消費税は補助対象外とする。